

山梨県公報

号外第三十八号

令和三年

十月十五日

金 曜 日

目次

規 則

○山梨県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………一

そ の 他

○山梨県議会会議規則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第四十四号

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則(平成二十八年山梨県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

山梨県個人番号の利用等に関する条例施行規則

第一条中「山梨県個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例」を「山梨県個人番号の利用等に関する条例」に改める。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(条例第六条の規則で定める事務)

第二条 条例第六条の規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。

- 一 県が所有し、又は賃借する印刷機又は複写機の使用に際しての本人確認の事務
- 二 山梨県庁舎等管理規則(昭和四十一年山梨県規則第十号)第二条に規定する庁舎

等への出入りに際しての本人確認の事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

そ の 他

山梨県議会規則第一号

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月十五日

山梨県議会議長 桜 本 広 樹

山梨県議会会議規則の一部を改正する規則

山梨県議会会議規則(昭和三十一年山梨県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「出産」の下に「、育児、介護」を加え、「事故」を「やむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)前日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番